熊本県公告第936号

建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 15 条第 3 号の規定に基づき、次の者を同条第 1 号及び第 2 号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者と認める。

平成 14 年 12 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県立球磨工業高等学校建設工学科の課程を修めて卒業した後、建築に関して3年以上の実務経験を有する者

熊本県公告第 937 号

建築士法(昭和25年法律第202号)第15条第3号の規定に基づき、次の者を同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者と認める。

平成 14 年 12 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県立南稜高等学校環境工学科土木コースの課程を修めて卒業した後、建築に関して 4年以上の実務経験を有する者

熊本県公告第938号

建築士法(昭和25年法律第202号)第15条第3号の規定に基づき、次の者を同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者と認める。

平成 14 年 12 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 熊本県立阿蘇清峰高等学校環境科学科の課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務経験を有する者
- 2 熊本県立阿蘇清峰高等学校林業・農業土木科農業土木コースの課程を修めて卒業した 後、建築に関して4年以上の実務経験を有する者

熊本県公告第 939 号

建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 15 条第 3 号の規定に基づき、次の者を同条第 1 号及び第 2 号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者と認める。

平成 14 年 12 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

職業訓練法人人吉球磨能力開発センター木造建築科の課程を修めて卒業した後、建築に 関して4年以上の実務経験を有する者

熊本県公告第940号

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成 14 年 12 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 菊池郡西合志町大字須屋字山ノ上 1946 番 1 及び同 1946 番 4 1,275.55 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 熊本市梶尾町 1359 番地 38 緒方 光幸

熊本県公告第 941 号

県営郡浦地区(第 4-1 工区)土地改良事業(区画整理)施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議を申し立てられたい。

平成 14 年 12 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成 14 年 12 月 19 日から 平成 15 年 1 月 24 日まで
- 2 縦覧の場所 三角町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
  - (1) 換地設計書
  - (2) 各筆換地明細書
  - (3) 清算金明細書
  - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書